

現時点で想定される「費用構造推計」の手法の概要について

医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造推計について、現時点で想定される基本的な手法の概要は以下のとおりであるが、今後、「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において御議論をいただく必要がある。

- 「病院」「一般診療所」「歯科診療所」「薬局」別の、1施設当たりの医業収益及び介護収益の合計額(以下「医業・介護収益」と、「医業・介護費用」に係る「医薬品費」「材料費」「その他課税経費」などの課税費用項目ごとの費用負担額について推計する。
- 推計の過程では、施設カテゴリ別(※)、開設主体別(法人立、個人立)に医業・介護収益や課税費用について把握した上で、全国における施設数に着目した加重平均処理や、経理方式(税抜、税込)の違いに着目した処理を実施する。
(※病院でいえば一般病院、精神科病院、特定機能病院、こども病院の4区分、一般診療所でいえば、有床診療所、無床診療所の2区分が考えられる。)
- 利用するデータは、医療経済実態調査における全ての有効回答から集計した損益のデータをベースとしつつ、今回新たに調査した「消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」(別冊 消費税関連の集計結果)で算出した係数を組み合わせて推計を行う。

<一般診療所の費用構造推計のイメージ>

